

2011 年 2 月 7 日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 谷本 寿男

タンザニア国ザンジバル地域配電網強化計画  
(協力準備調査(無償))  
最終報告書案に対するコメント

**コメント案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011 年 1 月 14 日(金) 15:30~17:45
- ・場所：JICA 研究所 (会議室：2 階 大会議室)
- ・ワーキンググループ委員：村山委員、田中委員、谷本委員、松下委員、松行委員
- ・議題：タンザニア国ザンジバル地域配電網強化計画協力準備調査に係る最終報告書案についてのコメント案作成
- ・配付資料：
  - 1) JICA 2011 年 2 月『タンザニア連合共和国 ザンジバル地域配電網強化計画(その2) 協力準備調査 概略設計概要書』
  - 2) ZECO Dec.2010 『Resettlement Action Plan (RAP) Final Report』
  - 3) ECO Dec.2010 『Environmental and Social Impact Assessment for Reinforcement of Power Distribution in Zanzibar Island in the United Republic of Tanzania』
  - 4) JICA プレゼンテーション資料
  - 5) 質問・コメントに対する JICA 回答
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)  
(助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第 9 回委員会)

- ・日時：2010 年 2 月 7 日(月) 14:00~17:45
- ・場所：JICA 研究所(会議室：2 階 大会議室)

上記の会合にてコメントを確定した。

## コメント

### JICAガイドラインとの関係について

1. 文書全体を通じて、世銀の Operational Policy (OP) との関係については言及があるものの、JICA ガイドラインとの関係について触れられていないため、改めて内容を確認し、必要に応じて追記すること。

### 住民移転および補償方針について

2. 影響家屋数について、準備調査その 1（2010 年 3 月）では 138、準備調査その 2（2010 年 12 月）では 74 の数値が記載されているが、影響家屋数を減少させる代替案の検討の経緯について、丁寧に記載すること。
3. 被影響者に非正規居住者が含まれているのかどうかを明確にしたうえで、もし非正規居住者が存在する場合は、対応策について記述すること。
4. 移転先が現居住地と遠く離れた場所でも問題ではないと判断する理由を明記すること。
5. ZECO の移転方針は、移転先を用意して移転対象者を移転させる方針から補償金を支払った後、移転対象者が自由に場所を選定することができる方針に変更されたとのことであるが、移転対象者が十分な情報を持っていない場合が予想されるので、彼らが適切な移転ができるよう、情報提供や個別相談などの十分な支援を行うこと。
6. 移転のための時間的余裕を確保するために、補償と移転のスケジュールは十分ゆとりを持って計画すること。また、プロセスの透明性を確保する手段について、明確にしておくこと。
7. タンザニアの村においては、土地に関する法制度に加え、慣習的な規律による土地の権利が実態として生き続けているとの報告があることから、補償対象者を土地や建物の所有権とする際は、慣習的な規律による土地の権利についても合わせて考慮すること。
8. 土地所有者に対する手当（Allowance）について数値（%）が示されていないため、明確にすること。
9. 関係者会議において、過去の経験では、補償のための財産評価がなされたあと、実施段階で評価額が変更させた事例が報告されている。RAP の実施段階では、一度合意された計画を遵守し、評価レートを変更しないことを明記すること。
10. 補償額の期待値と評価値との乖離への対処方針について、可能な限り明確にすること。また、補償チームが苦情処理も合わせて行うことの弊害について検討しておくこと。さらに補償の支払および手続きに関して、公正性・公明性が担保されるような措置を講ずること。

### ステークホルダー協議について

11. ステークホルダー協議で出された意見、例えば、過去の事例において、補償レートが実施段階で変更されたという指摘、補償プロセスの透明性確保、あるいは住居以外の補償レベルへの対応について可能な限り明確にすること。
12. パブリックコンサルテーションの開催時期について、JICA ガイドラインで求められている協議実施の時期との関係を踏まえて、明確にすること。

### 公害問題および自然環境について

13. プロジェクト対象地域の一部( Welezo and Mwanyanya S/S) が水源地に近いため、設計段階で ZECO は ZAWA に協議すること。また、Welezo S/S 近くに主要な送水管があるので、これについても設計段階で ZAWA と協議し、必要ある場合には対策を講じること。
14. 変電所新設・増設、配電線新設計画に伴い環境影響項目の一つとして「電磁波」による影響が考えられる。スコーピングと取りまとめ表の「公害」区分にこの項目を記載し、評価と概要・理由を記載すること。
15. 環境モニタリングのための測定点を設定する際の考え方を示すこと。また、建設段階および操業段階における測定頻度の妥当性について、説明を加えること。さらに、電磁波の測定方法について確認すること。
16. 送電線の新設に伴う生物多様性ならびに生態系への影響が小さいことの根拠が十分に確認できないため、より明確に示すこと。
17. 3 ルートの配電線計画に伴い、生態系影響として鳥類（渡り鳥等）への影響が考えられる。スコーピング結果では「(本計画とは関係ない地域であるから) 影響はない」とし D 評価が付されているが、ZECO がモニタリングを実施していないなど、鳥類の飛来・移動等に関して現状把握が十分でないことが懸念される。このスコーピング結果について、「C+/-」とすることも含めて、慎重に検討すること。また、工事中及び供用後のモニタリング計画（環境管理計画に含まれる）を作成し、定期的な巡回などにより、該当施設地域の鳥類生息状況の目視や死骸調査等を行うとともに、重大な影響が生じる場合には適切な緩和策を実施するよう盛り込むこと。

以上